

務	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

生 保 第 3 2 号
令 和 5 年 5 月 2 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号。以下「改正法」という。）が本年5月19日に公布され、これに伴い銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）の一部が改正されることとなったところ、改正の内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の内容

銃刀法第5条第1項第16号は、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者の欠格事由として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条第1項の規定（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）による命令を受けた日から起算して3年を経過していない者を規定している。

改正法による改正前の配偶者暴力防止法（以下「旧配偶者暴力防止法」という。）第10条第1項は、裁判所は一定の要件のもとで配偶者に対し、

- ① 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと（同項第1号）
- ② 命令の効力が生じた日から2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと（同項第2号）を命ずるものと規定しており、同規定について同法第28条の2は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手についても準用することとしている。

旧配偶者暴力防止法第10条第1項については、改正法により、①の命令について被害者の定義を拡大するなどの改正がなされたことに伴い、②の命令については条文を分離し、改正法による改正後の配偶者暴力防止法第10条の2として規定することとされた。

これに伴い、銃刀法第5条第1項第16号に、配偶者暴力防止法第10条の2（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受けた日から

起算して3年を経過していない者を新たに規定し、銃砲等又は刀剣類の所持の許可の欠格事由に追加することとされたものである。(別添1：官報の写し。別添2：新旧対照条文)

2 施行期日

改正法施行の日（令和6年4月1日）から施行することとされた。

担当 生活保安課 営業・危険物係